

## 再申入書

2021（令和3）年10月27日

〒141-8643

東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎イーストタワー6F

株式会社ローソン 御中

〒321-0968

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

適格消費者団体

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク

理事長 山口 益 弘

TEL/FAX 028-678-8000

当法人の2021年6月25日付再申入書について、2021（令和3）年7月30日付でご回答をいただき、ありがとうございました。

同再申入書記載の第10条について、申入れに沿った内容に改定していただけるとのこと、ありがとうございました。貴社のホームページに掲載されている2021年8月20日改定のローソンWEB会員規約（以下、「本件会員規約」といいます。）において、改定内容を確認致しました。

もともと、2021年8月20日改定の規約においては、第15条に貴社の免責条項が規定されているため、再度、次のとおり申入れをさせていただきます。

つきましては、ご検討の上、貴グループの見解や対応につき、2021（令和3）年11月30日までに、上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

## 記

2021年8月20日改定規約

### 第15条

「ローソングroupは、その判断によりgroupサービス等の全部または一部を適宜変更・廃止できるものとします。なお、当該変更・廃止に伴い会員に生じた損害について、ローソングroupは一切責任を負わないものとします。」

#### 1 申し入れの趣旨

本件会員規約の第15条から、「なお、当該変更・廃止に伴い会員に生じた損害について、ローソングgroupは一切責任を負わないものとします。」の部分の削除を求めます。

#### 2 申し入れの理由

- (1) 消費者契約法第8条1項1号及び同3号は、消費者契約において、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項（1号）、消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項（3号）をいずれも無効としています。
- (2) 本件会員規約第15条後段は、サービスの変更・廃止に伴い、貴groupの債務不履行又は不法行為により損害が生じた場合においても、その損害を賠償する責任の全部を免除する内容となっており、消費者契約法第8条1項1号及び同3号により無効となりえます。
- (3) よって、申し入れの趣旨のとおり削除を求めるものです。

以上